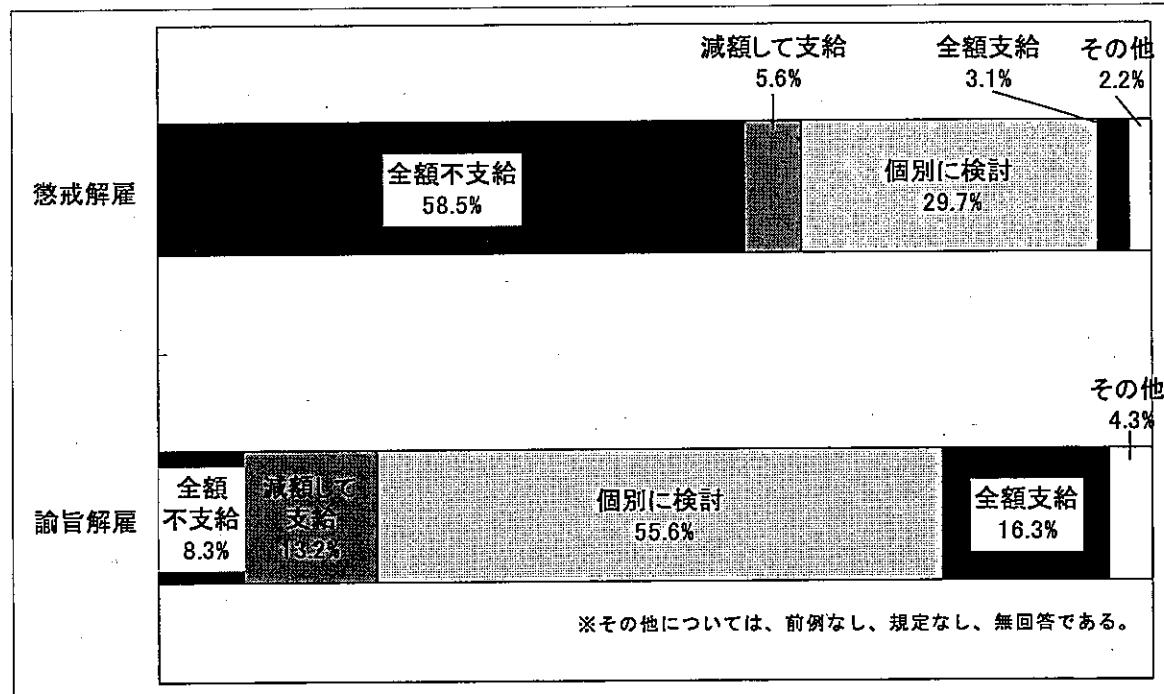


民間企業における退職金の支給制限について

- ・「平成19年民間企業における退職金制度の実態に関するアンケート調査」(総務省人事・恩給局委託調査)を実施。
- ・全国の企業規模50人以上の民間企業から、層化無作為抽出した3,000社に10月1日に退職金制度(退職一時金制度、退職年金制度)に関する調査票を郵送し12月3日までに回収。
- ・有効回収842社うち、懲戒解雇、諭旨解雇時の退職金の支給に関する設問に回答した774社について集計。

○ 懲戒解雇、諭旨解雇時の退職金の支給状況

- ・懲戒解雇時は、回答企業の58.5%が全額不支給、29.7%が個別に検討
- ・諭旨解雇時は、回答企業の55.6%が個別に検討、16.3%が全額を支給



※ 懲戒解雇：使用者が労働者の企業秩序違反に対する制裁として行う解雇。

諭旨解雇：使用者が労働者に退職願いの提出を勧告し、即時退職を求めるもの。

○ 懲戒解雇時に個別に検討すると回答した企業のうち大手企業24社に対する再調査結果

- ・原則として退職金不支給としている企業が、半数(12社)
- ・減額支給規程のある企業が、19社
- ・懲罰委員会等を開催して対応を決定している企業が、半数(12社)
- ・返納規定のある企業が、1社(別紙)